

○ 【別添3】 無線局免許手続規則

○ 無線局免許手続規則 (昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)

(傍線部は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(資料の提出)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 特定実験試験局の免許を申請するときは、次の各号に定める事項について登録検査等事業者による点検により確認したことの書類を第三条の申請書に添えて提出しなければならない。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>(資料の提出)</p> <p>第五条 (同上)</p> <p>2・3 (同上)</p> <p>4 特定実験試験局の免許を申請するときは、次の各号に定める事項について登録点検事業者による点検により確認したことの書類を第三条の申請書に添えて提出しなければならない。</p> <p>一〜四 (同上)</p> <p>5 (同上)</p>